◇ 離婚後の慰謝料請求の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

慰謝料は、相手方の不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための損害賠償であり、相手方の行為によって、離婚せざるを得なくなったような場合などに請求することができます。

離婚後に慰謝料について当事者間の話合いがまとまらない場合や話合いができな場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます(離婚前の場合は、夫婦関係調整調停(離婚)の中で慰謝料について話合いをすることができます。)。

調停手続では、当事者双方から、離婚に至った経緯や離婚の原因がどこにあったかなどの事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決策を提示したり、解決のために必要な助言を する形で話合いが進められます。

2 申立てできる方

- ・離婚した元夫
- ・離婚した元妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。 (申立書提出の際、口のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

下記の5に記載の書類		
離婚時の夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)1通		
※ 離婚により夫婦の一方が除籍された記載があるもの		
収入印紙	1,200円分	
郵便切手	140円×1枚,100円×2枚,84円×6枚,50円×2枚,20円×4枚,	
	10円×4枚、5円×2枚、2円×4枚 (1082円分)	

5 申立てする方が、記入して提出する書類

	申立書	・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。
1	記載例	・知られたくない住所等は,申立書には記載しないでください。
2	送達場所等の届出書	・安全の確保等の必要から住所や電話番号の非開示の希望の申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたり しないようにすること)とします。
	事情説明書	・申立てに至った事情などを記載してください。
3		・提出した書面は、相手方が見たり(閲覧)、コピー(謄写)をする可能性があります。
4	進行連絡メモ	・調停の進行に関して,参考にするものです。
		・特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される 方へ	・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	 提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり、コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	家事調停のしおり	・調停の進行についての説明書です。